

■第325回食品安全委員会会合

日時：平成22年3月25日（木）14：00～15：25

場所：食品安全委員会 大会議室

傍聴者数：15名

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

1）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（132）アルカリ性プロテアーゼ、（133）キシラナーゼ及び（135）β-グルカナナーゼについて、安定剤としてD-ソルビトール及びプロピレングリコールを用いて各製剤に液状の剤形を追加する場合

- ・農林水産省から説明。
- ・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
○農薬 5品目

1）ジフルフェニカン

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

*除草剤で、小麦及び大麦に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

2）ピラゾスルフロンエチル

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

*除草剤で、水稻等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3）プロピザミド

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

*除草剤で、レタス、たまねぎ等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

4）ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう。）

- ・厚生労働省から説明。
- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

*植物成長調整剤で、りんご、みかん等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

5）ベンタゾン

- ・厚生労働省から説明。

- ・農薬専門調査会で審議することとなった。

- *除草剤で、水稻、たまねぎ等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○動物用医薬品 3品目

1) アプラマイシン

- ・厚生労働省から説明。

- ・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

- *抗生物質で、牛、豚等の細菌性下痢症の治療に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) セファロニウム

- ・厚生労働省から説明。

- ・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

- *抗生物質で、牛の乳房炎の治療に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3) フルメキン

- ・厚生労働省から説明。

- ・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

- *合成抗菌剤で、牛、豚等の感染症の治療に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○動物用医薬品及び飼料添加物 2品目

1) セデカマイシン

- ・厚生労働省から説明。

- ・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

- *抗生物質で、動物用医薬品としては、豚赤痢の治療等に用いられます。また、飼料添加物としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) モランテル

- ・厚生労働省から説明。

- ・抗菌性物質であるため、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

- *動物用医薬品としては、豚回虫等の駆除等に用いられます。また、合成抗菌剤の飼料添加物としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

1) 「鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である見上委員及び事務局から説明。

- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

- *鶏伝染性ファブリキウス嚢病の予防を目的とする鶏用の生ワクチンです。

2) 「豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型)

感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ピッグウィーン-EA)の再審査」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である見上委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

*豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ血清型1, 2, 5型菌感染症及び豚丹毒の予防を目的とする豚用の不活化ワクチンです。

3) 「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンドMH)の再審査」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である見上委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

*豚マイコプラズマ性肺炎による肺病変形成及び増体重抑制の軽減を目的とする豚用の不活化ワクチンです。

(4) 食品による窒息事故に関するワーキンググループにおける審議結果について

1) 「食品による窒息事故」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員である小泉委員長及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(5) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 農薬「オキシフルオルフェン」に係る食品健康影響評価について

・「オキシフルオルフェンの一日摂取許容量(ADI)を0.024mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) 農薬「エトプロホス」に係る食品健康影響評価について

・「エトプロホスのADIを0.00025mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

*殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

3) 薬剤耐性菌「牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌」に関する食品健康影響評価について

・「評価対象動物用医薬品であるフルオロキノロン系抗菌性物質が、牛及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、リスクの程度は中程度であると考えられた。なお、薬剤耐性菌については、現時点では詳細な科学的知見や情報が必ずしも十分とはいえず、また、リスク評価の手法についても国際的に十分確立されていないと考えられるため、国際機関における検討状況等を含め新たな科学的知見・情報の収集が必要である。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

また、国民からの意見・情報の募集結果について、厚生労働省に関する内容があったことから、厚生労働省にも情報提供することとなった。

*広範囲な抗菌活性を持っている抗菌性物質で、様々な感染症の治療に使用されています。

(6) 平成22年度食品安全モニターの依頼について

・事務局からの報告のとおり依頼することとなった。委員長から、「モニターの皆様の更なる活動を期待するとともに、引き続き、地域の情報の提供にもご協力いただけるようよろしくお願いします。」とのコメントがなされた。

(7) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件の点検・検討に係るファクトシートの作成について(報告)

1) 食品中のクロロプロパノール類

- ・事務局から報告。
- ・委員会のホームページで公表することとなった。

委員長から、「今後、新たな科学的知見や情報があった場合には、随時、ファクトシートの内容を更新していくことといたします。」とのコメントがなされた。